

管理運営上のリスク負担表

種類	内容	リスク負担者	
		新潟市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増大		○
金利変動	金利の変動による経費の増大		○
施設及び附属設備の損傷等による修繕費※	経年劣化によるもので小規模（10万円未満）のもの		○
	経年劣化によるもので10万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模（10万円未満）のもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので10万円以上のもの	○	
耐用年数等を経過した備品の更新※	経年劣化によるもの		○
資料等の棄損等	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模（10万円未満）のもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、火災、暴動等、指定管理者の責めに帰すことのできない自然的現象又は人為的な行為による業務の変更、中止、休業等による損失	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	騒音、振動、悪臭など管理運営上において周辺住民の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、原状回復費用及び引継ぎに要する費用		○

※施設及び附属設備の修繕について、10万円未満の小修繕は、指定管理者が市からの指定管理料で行います。10万円以上については、市が直接修繕を行います。備品について、必要な修繕や調達は、指定管理者が市からの指定管理料で行います。

※その他本表に記載のない管理運営に係るリスク事象が生じた場合は、市と別途協議を行うこと。